

●第 35 回広島市都市計画審議会(H23 年 7 月 22 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について(広島市決定)</p>	<p>広島市民球場 周辺地区</p> <p>広島駅新幹線 口周辺地区</p> <p>商工センター 食品工業・印 刷団地地区</p>	<p>広島市民球場周辺地区の球場に隣接する未利用地において、集客施設等の整備計画が具体化し、商業施設等が立地することになったため、用途地域を準工業地域から近隣商業地域へ変更する。</p> <p>広島駅新幹線口周辺地区において、平成 21 年度(2009 年度)から実施されている二葉の里地区土地区画整理事業が進み、先行して整備する必要のある小規模宅地の建築計画が具体化したことから、これに合わせて、用途地域を第二種住居地域から近隣商業地域へ変更する。</p> <p>商工センター 食品工業・印刷団地地区において、地区内の土地所有者から、食品工業に関しては食品テロの防御や品質保持のための管理・安全対策の強化を図り、印刷業に関しては情報系に移行するためのセキュリティ対策の強化を図ることなどが出来るよう、施設拡充に向けた用途地域(容積率)の変更、地区計画の決定について、都市計画の提案がなされた。この提案は、本市の都市計画マスタープランに適合し、当地区の活性化、産業団地としての機能強化に資するものであることから、提案を採用し、用途地域の容積率を 200%から 300%へ変更する。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)準防火地域の変更について(広島市決定)</p>	<p>広島市民球場 周辺地区</p>	<p>広島市民球場周辺地区の球場に隣接する未利用地において、集客施設等の整備計画が具体化し、商業施設等が立地することになり、市街地の面的な不燃化を図るため、新たに、準防火地域の指定を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)</p>	<p>広島市民球場 周辺地区</p>	<p>広島市民球場周辺地区の球場に隣接する未利用地において、集客施設等の整備計画が具体化し、商業施設等が立地することになったため、集客施設の整備に合わせた地区計画を決定する。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について(広島市決定)</p>	<p>広島駅新幹線 口周辺地区</p>	<p>広島駅新幹線口周辺地区において、平成 21 年度(2009 年度)から実施されている二葉の里地区土地区画整理事業が進み、先行して整備する必要のある小</p>

		規模宅地の建築計画が具体化したことから、これに合わせて、平成22年(2010年)1月に決定した広島駅新幹線口周辺地区地区計画を変更する。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)	商工センター 食品工業・印刷団地地区	商工センター 食品工業・印刷団地地区において、地区内の土地所有者から、食品工業に関しては食品テロの防御や品質保持のための管理・安全対策の強化を図り、印刷業に関しては情報系に移行するためのセキュリティ対策の強化を図ることなどが出来るよう、施設拡充に向けた用途地域(容積率)の変更、地区計画の決定について、都市計画の提案がなされた。この提案は、本市の都市計画マスタープランに適合し、当地区の活性化、産業団地としての機能強化に資するものであることから、提案を採用し、提案内容に合わせた地区計画を決定する。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)	西風新都石内東地区	西風新都内にある石内東地区において、地区内の土地所有者から、開発計画の具体化に伴う地区計画の決定、石内中央線の変更、草津沼田線の変更について、都市計画の提案がなされた。この提案は、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」における都市づくりの方針に適合したものであることから、提案を採用し、開発計画に合わせた地区計画を決定する。
用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について(特定行政庁決定 広島市長)	西風新都石内東地区	市街調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て定めている。この度、市街化調整区域内において、西風新都石内東地区の地区計画が定められるため、当該区域内の容積率等の数値にあわせて、建築物の容積率等を変更する。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更について(広島市決定)	3・3・221号 石内中央線	西風新都内にある石内東地区において、地区内の土地所有者から、開発計画の具体化に伴う地区計画の決定、石内中央線の変更、草津沼田線の変更について、都市計画の提案がなされた。この提案は、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」における都市づくりの方針に適合したものであることから、提案を採用し、開発計画に合わせて石内中央線の位置及び延長を変更する。

<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更について(広島市決定)</p>	<p>3・3・003号 草津沼田線</p>	<p>西風新都内にある石内東地区において、地区内の土地所有者から、開発計画の具体化に伴う地区計画の決定、石内中央線の変更、草津沼田線の変更について、都市計画の提案がなされた。この提案は、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」における都市づくりの方針に適合したものであることから、提案を採用し、開発計画に合わせて草津沼田線の不要となる道路法面の区域を削除する。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)緑地の変更について(広島市決定)</p>	<p>8号西部河岸 緑地</p>	<p>河岸緑地については、昭和 55 年度(1980 年度)以降、国及び県による高潮対策事業の完了後、高潮護岸上に整備することとしている。このたび、元安川右岸(南大橋～南千田橋)及び天満川右岸(新観音橋～南観音橋)について、国による高潮護岸整備が完了したことから、当該部分に河岸緑地を整備するため、緑地区域の追加変更を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更に係る意見照会について(広島県決定)</p>	<p>1・4・001号 広島南道路</p>	<p>広島南道路の太田川放水路渡河部は、平成 19 年(2007 年)に標準的な構造の橋りょうとして都市計画決定していたが、その後、橋りょうのデザインコンペを実施し、平成 21 年(2009 年)7 月にデザイン・構造を変更した。これにより、橋りょう部の道路幅員が拡幅されたため、道路幅員の変更を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更に係る意見照会について(広島県決定)</p>	<p>3・3・441号 宇品観音線</p>	<p>広島南道路の平面道路である宇品観音線の本川渡河部については、段階整備により供用開始することとなり、これに伴って河川内の橋脚構造が変更され橋脚位置が移動したため、これに合わせた道路位置の変更を行う。</p>
<p>広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見照会について(広島県決定)</p>	<p>—</p>	<p>「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定にあたり、広島県から改定案に係る意見照会があり、広島市都市計画審議会に諮った上で本市の回答を行うものである。</p>